「本町橋 BASE」にぎわい創造拠点創出・管理運営事業者

募集要項

（公募型プロポーザル方式）

令和元年１０月

大阪市経済戦略局

大阪市建設局

も　く　じ

第１　事業の概要
　１．　案件名称
　２．　趣旨
　３．　基本方針（事業コンセプト）
　４．　事業対象区域
　５．　事業期間
　６．　事業のしくみ（スキーム図）
　７．　事業スケジュール（予定）
　８．　提案を求める内容
第２　事業条件
　１．　利活用の条件等について
　２．　事業者が設置する施設の条件等について
　３．　水上利用（係留等）について
　４．　駐車場について
　５．　事業・施設等の管理運営等に関する条件について
　６．　安全対策について
　７．　事業者が負担する必要がある経費について
　８．　原状回復義務について
　９．　公共船着場について
　１０．東横堀川水門・道頓堀川水門の航行について
　１１．水質向上の取組みについて（参考情報）
第３　応募条件・応募方法
　１．　応募者の構成等
　２．　応募者に必要な資格
　３．　募集等のスケジュール
　４．　事業に関する説明会の開催
　５．　質問の受付
　６．　応募書類の提出方法及び応募上の注意事項
第４　審査方法・審査基準等
　１．　審査方法
　２．　審査の項目
　３．　事業者の決定
　４．　応募者が１者又は無い場合の取扱い
　５．　審査結果の通知及び公表
第５　契約に関する事項
　１．　協定の締結
第６　照会窓口

別添書　　協定書（案）
別紙Ⅰ　　事業対象区域
別紙Ⅱ　　甲乙のリスク分担

〈別紙〉
別紙１－１　付近見取図
別紙１－２　管理区域別図
別紙２－１　施設等設置可能範囲及び利用可能範囲図　南側
別紙２－２　施設等設置可能範囲及び利用可能範囲図　北側
別紙２－３　断面図　イメージ（南側）
別紙２－４　断面図　イメージ（北側）
別紙３　　河川敷地の占用許可について
別紙４　　流水占用料の基本的な考え方
別紙５　　公園施設設置許可制度における公園使用料の考え方
別紙６　　イベント等催事における公園使用料の考え方
別紙７　　本町橋 BASE 防犯カメラ設置及び管理運営に関する事項
別紙８－１　船の係留にかかる留意事項
別紙８－２　係留に伴う安全対策　航行状況確認カメラ設置イメージ
別紙９　　事業計画書　記載項目（予定）
別紙１０　　維持管理標準仕様書
別紙１０付属資料１　維持管理基本水準書
別紙１０付属資料２　河川・公園施設・点検帳票

〈応募登録書類〉
様式１　　説明会参加申込書
様式２　　質問書
様式３－１　応募登録申込書（1 者（単独）申込用）
様式３－２　応募登録申込書（連合体）
様式４　　誓約書
様式５　　連合体協定書【標準様式】
様式６－１　事業者別状況調書
様式６－２　経理状況調書
様式７　　参加辞退届

〈企画提案書類〉
様式８－１　本事業の施設関連経費内訳表
様式８－２　本事業の事業関連経費内訳表

第１　事業の概要

１．　案件名称

「本町橋 BASE」にぎわい創造拠点創出・管理運営事業者募集

２．　趣旨

大阪市では、水と光の魅力で世界の人々を惹きつける「水と光の首都大阪」を実現するため、大阪府・大阪市・経済界等で構成する「水と光のまちづくり推進会議」で示された基本方針に基づき、水都大阪（＊1）の成長に向けた取り組みを進めています。

世界の都市間競争に打ち勝つ都市魅力を創造・発信するため、大阪府市共通の戦略として策定された「大阪都市魅力創造戦略」（平成 24 年 12 月）において「水と光の首都大阪の実現」が重点取組みのひとつに位置づけられました。引き続き策定された「大阪都市魅力創造戦略 2020」（平成 28 年 11 月）においても、重点取組「世界第一級の文化・観光拠点形成・発信」に「水と光のまちづくりの推進」が位置づけられ、水辺魅力の向上や舟運活性化に資する空間・景観整備に取り組むこととしています。

本事業の対象となる区域（以下「事業対象区域」という。）は「水の回廊(＊2)」の大阪城・中之島と道頓堀をつなぐ東横堀川（＊3）にかかる本町橋（＊4）北側に位置しており、公共船着場に隣接しています。この事業対象区域内を整備・運営することによって、地域と水辺、舟運が連携した東横堀川初の水辺のにぎわい創造拠点「本町橋 BASE」を創出するものです。

事業対象区域では、地元団体等により水辺のイベントや小型船短期係留実験を実施してきており、大阪市においても平成 21 年に仮設船着場、平成 27 年には本設船着場を整備するなど、拠点づくりに向けた検討を進めてきました。

また、平成 28、29 年度のヒアリング調査や、平成 26、30 年度のマーケット・サウンディング(市場調査)により､｢本町橋 BASE｣での持続的･継続的な事業展開の可能性があるとの結果を得ました。

これらを受け、本事業は事業者の柔軟かつ優れたアイデア、企画力、経営能力等を活かし、当該エリアの特性を活用したサービスを最大限提供できる、魅力ある「本町橋 BASE」の整備・管理運営を実施するものです。拠点の整備、舟運の企画・実施、並びに、拠点と事業対象区域の管理運営を一体的に行う事業提案を公募型プロポーザル方式により広く募ることとし、最も優れた提案を行った応募者を事業予定者（以下「事業者」という。）として決定いたします。

あわせて、河川敷地占用許可準則第二十二の規定に基づく「都市・地域再生等利用区域」を指定する予定です。

将来的には、この「本町橋 BASE」のにぎわいを先がけとして東横堀川沿川ににぎわいを拡げ、地域の活性化、さらには水都大阪の魅力向上につなげます。

＊1　水都大阪：大阪は、水運に支えられて経済と文化の中心的都市として発展し、明治の頃には“水の都”と呼ばれた。2001 年に内閣官房都市再生本部に都市再生プロジェクト「水都大阪の再生」が採択された。以降、水の回廊沿いの遊歩道や船着場の整備、橋梁や護岸等のライトアップなどのハード整備、規制緩和による河川空間でのにぎわい拠点の創出とともに、水都大阪 2009 や水都大阪フェス等のソフト事業を展開することにより、大阪の都市力の向上を図っている。

＊2　水の回廊：世界でも稀な地形である、都心部を川（堂島川・土佐堀川・木津川・道頓堀川・東横堀川）がロの字に巡っている

＊3 東横堀川：大阪城の外濠として 1585 年に開削された大阪で最も古い堀川

＊4 本 町 橋：2013 年に架橋 100 年を迎えた、大阪市内最古の現役橋。橋脚にはルネサンス様式の美しい意匠が施され、大阪市指定文化財に登録

３．　基本方針（事業コンセプト）

水と光のまちづくり推進会議では「水の回廊を船が行き交い、内外の人々が水辺に集い憩う世界に類を見ない水都大阪の修景」を水都大阪の目指す将来像としており、地域と水辺、舟運が連携した東横堀川初の水辺のにぎわい拠点を創出し、水都大阪の成長に寄与します。

（１） 日常的な水辺のにぎわい創出

本町橋北側に隣接する公園（東横堀緑道）に新たな拠点を設け、地域の住民やビジネスパーソンはもとより、観光客など来訪者が日常的に集い、水辺で憩い、さまざまな人の交流が生まれる水辺のにぎわい拠点を創出します。

（２） 水辺のにぎわいと連携した舟運の活性化

公共船着場である本町橋船着場や公園に接する水上の活用等により、水辺のにぎわいと連携した舟運の活性化を図ります。

（３） 地域に根ざした拠点

地域団体や住民、地元店舗等による、川を活かした地域の魅力づくりのさまざまな取組み（以下「地域等の取組み」という。）と連携しつつ、事業者ならではのアイデアにより、新たな利活用に取り組むなど、地域のにぎわい拠点を創出します。

また、この拠点から本町橋 BASE 近隣地域の歴史・文化・観光資源とのつながりを創出します。

４．　事業対象区域

（１） 事業対象区域（別紙１－１、１－２、２－１から２－４を参照）

・ 大阪市中央区本町橋３番、４番

対象区域全域は河川区域かつ、陸上部は都市公園区域（東横堀緑道）

本町橋北側右岸　阪神高速道路本町出口より南側約 1,400 ㎡、北側約 1,100 ㎡

うち施設等設置可能面積：南側約 200 ㎡

・ 一級河川　東横堀川の本町橋北側の指定した水面区域

阪神高速道路本町出口より南側：約 200 ㎡、北側：約 740 ㎡

阪神高速道路の橋脚より外側とします。

※本町橋公共船着場は事業対象区域外

※対象の水面区域は、水門内にあるため、常に安定した水位が保たれています。また、本事業で船を係留することにより、水門を経ずに東横堀川・道頓堀川での航行が可能です。

（２） 事業対象区域の現況（令和元年１０月現在）

・本町橋北側右岸　阪神高速道路本町出口より南側約 1,400 ㎡

大阪市建設局が「下水管築造工事」を実施しており、引き続き「公園復旧工事」を実施予定。

完成は令和２年７月を予定。

・本町橋北側右岸　阪神高速道路本町出口より北側約 1,100 ㎡

大阪市建設局が「護岸・公園復旧工事」を実施済。

（３） 交通条件・近隣施設

交通条件：Osaka Metro 堺筋線・中央線「堺筋本町」駅より徒歩約６分

近隣施設：本町橋（大阪市指定文化財）、シティプラザ大阪、
マイドームおおさか・大阪商工会議所、
大阪産業創造館・大阪企業家ミュージアム、　ほか

（４） 地域地区等（都市計画法）の指定

区域区分／市街化区域

用途地域／商業地域

建ぺい率／80%

容積率／800%（ただし、河川敷のため杭基礎構造の建築物は不可）

防火地域／準防火地域、防火地域

その他の条件／河川区域及び都市計画公園

（５） 接面道路等の状況

敷地東側で市道（東横堀東岸線･幅員 7.82m）、南側角で市道（本町左専道線･幅員 21.82mに接面）

（６） インフラ設備の状況

電　気／無

ただし、北側ではイベント時の電気設備として屋外コンセント柱２基有（AC200V、AC100V コンセント各１個）

下水道／無　（敷地１階より、東側公共下水道施設へ排水するためにはポンプでの圧送が必要）

ガ　ス／無

上水道／無　（ただし、樹木用散水栓あり）

５．　事業期間

・事業期間は、本事業開業日（一部開業を含む）から起算して、最長 20 年とします。

・事業の実施においては、大阪市と協定書を締結するとともに（本要項第５参照）別途、大阪市（河川管理者）に占用許可申請（継続）、大阪市（公園管理者）に設置許可申請（継続）の手続きが必要です（それぞれ、3 年毎に 3 年間についての事業計画の添付が必要）。なお、占用許可申請・設置許可申請については、本市が管理運営状況・提案内容の実施状況等を踏まえた審査を行い、支障がないと判断した場合に更新を許可します。また、事業期間中にモニタリング（中間評価）の実施を予定しており、資料提出・ヒアリング等について大阪市から指示があれば従ってください（３年ごとに実施予定）。

・事業期間中に、占用等許可・設置許可の継続承認がなされない場合、本要項第３－２の応募資格の条件に該当しなくなった場合又は市長等が本事業を継続することが適当でないと認めるときは、協定を解除することがあります。

・前項の場合、事業者の損害に対して大阪市は賠償を行いません。また、協定解除に伴う大阪市の損害については、事業者に損害賠償を請求することがあります。

６．　事業のしくみ（スキーム図）

事業対象区域は、河川区域であることから、大阪市（河川管理者）が都市・地域再生等利用区域の指定を行い、そのもとで、事業者が占用主体となって事業を実施するものです（本要項 第２－１（１）参照）。事業対象区域の管理運営については、地域との合意に基づき円滑に実施することを前提とし、行政及び学識経験者・地域代表者等により構成する「本町橋・水辺の賑わい拠点利用検討会（仮称）」（以下「検討会」という。）に毎年度、事業報告・決算見込・事業計画等の報告を行い、合意形成をはかりながら、事業を進めていくこととなります。

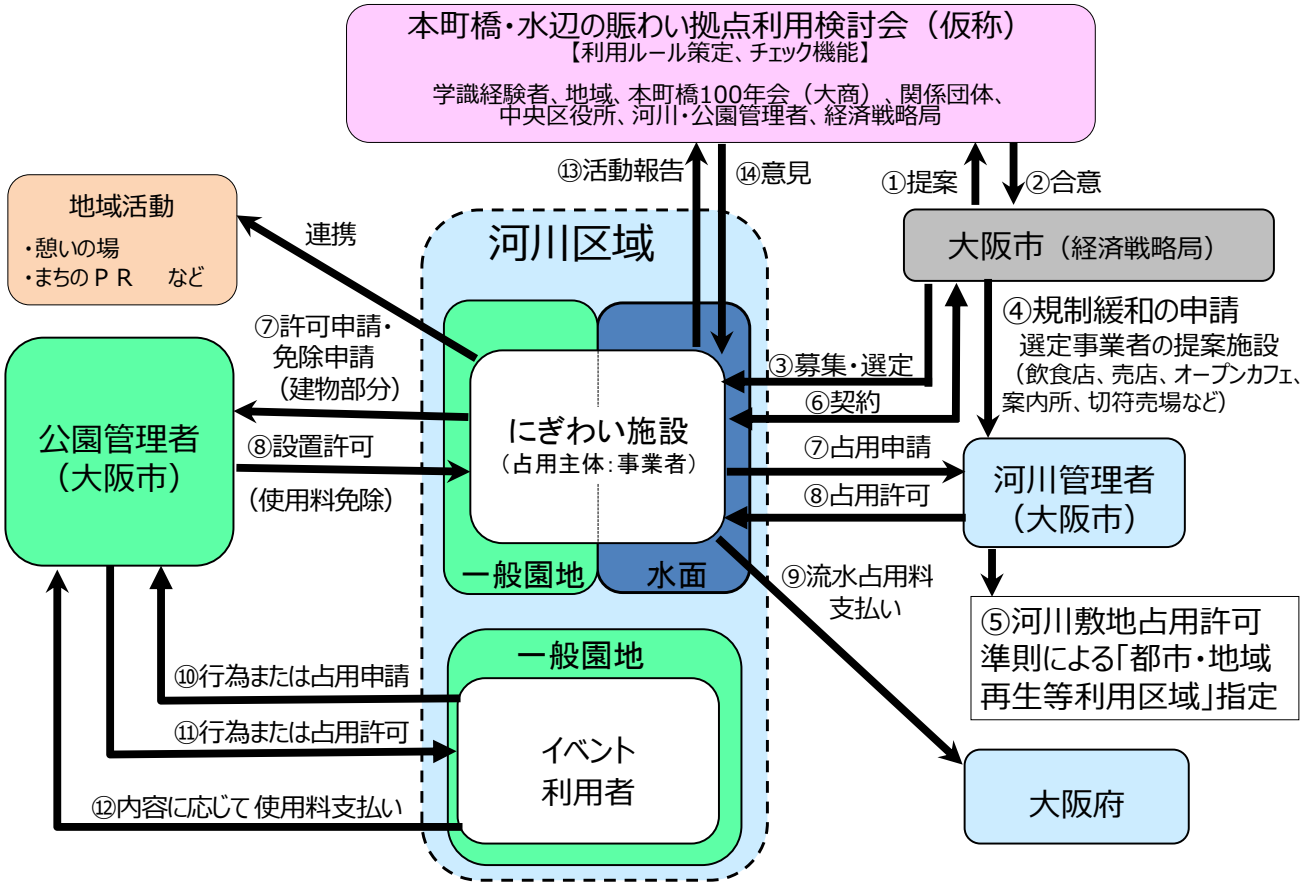

図　本町橋 BASE にぎわい創造拠点創出にかかるスキーム

７．　事業スケジュール（予定）

（１）事業者募集等のスケジュール

・説明会参加申込締切	令和元年１１月６日（水）正午まで
・説明会の開催（質問受付開始）	令和元年１１月７日（木）午後２時から
・質問受付締切	令和元年１１月１４日（木）午後５時３０分まで
・質問に対する回答	令和元年１１月２８日（木）予定
（大阪市経済戦略局ホームページに掲載）	
・応募書類の提出締切	令和２年１月８日（水）午後５時３０分必着
・プレゼンテーション・審査	令和２年１月２９日（水）予定
・結　果　通　知	令和２年２月上旬　予定

（２）事業者選定後のスケジュール

・事業者選定結果の通知：令和２年２月上旬　予定
・提案内容協議
・検討会において事業説明
　＊都市・地域再生等利用区域指定（工事着手までに指定する予定）
・協定の締結：令和２年３月ごろ　予定
・河川・公園占用許可等の手続き：下記の工事着工まで
・工事着工：令和２年７月以降　予定
　（大阪市建設局による公園復旧工事終了後。ただし一部工事は公園復旧工事との調整により先行できる可能性があります。）
・工事完了次第、事業開始：令和２年度中　予定
　＊ただし、大阪市の予算編成、公園復旧工事の進捗、検討会との合意内容により、予定が変更となる場合があります。なお、その場合、大阪市はこれに係る一切の補償は行いません。

８．　提案を求める内容

本事業は、「本要項第１－３．基本方針（事業コンセプト）」のもと、「本要項第１－４（１）事業対象区域」に示した範囲において、「本要項第２　事業条件」に基づき、立地特性を最大限に活かし、来訪者が快適に過ごし、安心して利用できるよう空間形成の工夫や水辺の修景、にぎわい創出など事業者の柔軟かつ優れたアイデア・企画力を発揮いただき、次の（１）～（４）の事業を一体的に実施する具体的で実現性の高い事業提案を求めます。

本事業は事業者自らが設置する施設等による収益等をもとに実施することとし、持続的かつ実現性のある提案を行ってください。

なお、提案内容の実施については事業者の選定後、提案内容を尊重しつつ、大阪市及び河川管理者、公園管理者等との関係者協議並びに検討会との合意のうえ、確定するものとします。そのため、協議の結果に応じて事業計画の内容を変更していただく場合があります。

（１）　日常的な水辺のにぎわい創出

１）ハード整備

事業対象区域の陸上の指定された場所（別紙２－１参照）において、新たなにぎわいを創出する施設等の設置・管理運営を行う事業の提案を求めます。

・施設概要（規模・外観・店舗など）

※公園利用者・舟運利用者等が利用できるトイレを必ず設けてください。

２）ソフト事業

立地特性（ポテンシャル）を活かして、地域の住民やビジネスパーソンはもとより観光客など来訪者が日常的に集うにぎわい創造拠点を実現するため、設置施設や公園、水面を活用したソフト事業の提案、ならびに本事業のプロモーション活動の提案を求めます。

・設置施設における日常的な事業の内容（店舗などの概要）
・イベント等の企画・実施（又は誘致）
・事業のプロモーション活動
・駐車場を活用する場合【任意提案】はその方法

（２）水辺のにぎわいと連携した舟運の活性化

公共船着場である本町橋船着場や事業対象区域の水上を活用し、水辺のにぎわいと連携した舟運事業の実施について提案を求めます。

・船舶等の係留事業（他者の係留も可能としてください）
・クルーズや水辺のアクティビティ(非動力船)の企画・実施（又は誘致）
・事業のプロモーション活動
・舟運利用者に対する便益機能（案内、待合、チケット販売等）
・係留利用者に対する、離岸時の安全対策及び航行ルールの周知・啓発
・係留施設の設置【任意提案】

※水上の指定された場所（別紙２－１、２－２参照）において、係留施設設置を提案することが可能です。

（３） 地域に根ざした拠点

地域等の取組みとの連携や社会貢献に資する事業提案を求めます。

・地域団体・沿川の店舗等との連携
・社会貢献に資する企画・実施

（４） 維持管理事業

事業実施にあたり、施設等の運営計画をはじめ、維持管理計画、その他、事業実施上の工夫について提案を求めます。

・事業者が設置する施設（陸上・水上）の維持管理計画（頻度・手法・範囲等）
・事業対象区域の事業者が設置する以外の施設の維持管理計画（頻度・手法・体制等）
・施設及び事業対象区域の営業時間内外における安全で安心な環境づくり
（防犯カメラの設置運営、警備計画等）　など

第２　事業条件

１．　利活用の条件等について

（１） 河川区域について

・事業対象区域は全域が河川区域となっているため、河川法及びその関連法令に従って事業を行う必要があります。
・大阪市（河川管理者）が都市・地域再生等利用区域として指定を行い、そのもとで、事業者が占用主体となって事業を実施するものです（別紙３参照）。
・都市・地域再生等利用区域では、事業者が、広場、イベント施設、船着場、船舶係留施設及びこれらと一体となす飲食店、売店、オープンカフェ、照明、切符売り場、案内所、船上食事施設など、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設のうち、大阪市（河川管理者）が定めるものを設置することが可能です。
・河川区域の占用にあたっては、設置する施設に応じて河川法に基づく占用許可等を得る必要があり、大阪府流水占用料等条例により、大阪府へ占用料を納付する必要があります。流水占用料については、本要項第２－７（２）及び、別紙４を参照してください。

＊大阪府流水占用料等条例

URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000765.html

（２）公園区域について

・事業対象区域の陸上部分は、河川区域かつ都市公園区域となっています。このため、上記「（１）河川区域について」に示す河川関連の法令のほか、都市計画法、都市公園法、大阪市公園条例を遵守する必要があります。

・事業者が施設を設置する場合は都市公園法に基づき、大阪市（公園管理者）から公園施設設置許可を得る必要※1があります。

・事業者が設置できる施設は、都市公園法第２条第２項に定める「公園施設」に該当する施設に限ります。

なお、当該地への宿泊施設の設置については、都市公園法施行令第８条第４項※2 に基づき、必要に応じて協議することがあります。

・事業者は、公園区域内においてイベント等を実施するにあたり、行為許可申請（工作物等を設置する場合は占用許可申請）が必要となり、公園使用にあたっては、大阪市公園条例により、大阪市へ使用料※3を納付する必要があります。公園使用料については、本要項第２－７（２）及び、別紙５、６を参照してください。

※1都市公園における許可関係

URL：https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000009736.html

※2都市公園法施行令第８条第４項

都市公園に宿泊施設を設ける場合においては、当該都市公園の効用を全うするため特に必要があると認められる場合のほかこれを設けてはならない

※3公園使用料

URL：https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000009730.html

（３）その他関連法令について

・河川、公園にかかる法令等のほかに、消防法や興行場法、食品衛生法、騒音・振動への規制基準など、事業実施にあたり関連する法令及び条例等を遵守する必要があります。

２．　事業者が設置する施設の条件等について

（１）施設の条件等

・建物施設を設置する場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法、河川法、都市公園法の規定に適合する建築物とする必要があります。設計・工事に必要な行政協議等は事業者が自ら行うこととします。行政協議等が終わらなければ、工事に着手することはできません。

・新たに設置した施設等は、事業者の所有となります。

・事業対象区域の陸上に固定された施設を配置する場合、別紙２－１、２－２にて示す場所（以下「施設等設置可能範囲」という。）に限定されており、建設面積は約 200 ㎡以下となります。当該場所は、大阪市建設局による公園復旧工事でアスファルト舗装する予定です。

・施設等設置可能範囲は周知の埋蔵文化財包蔵地（名称：大阪城跡）となっており、当該箇所で掘削工事を行う際は、文化財保護法の規定に基づき、事前の届出等が必要となります。詳細は大阪市ホームページ「埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合の届出書類について（事業主（施主）が民間の場合）」を確認願います。

URL：https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000008943.html

また、届出後の協議により、試掘や確認調査立会などの指示があった場合は、事業者が実施する必要があります。試掘や確認調査、埋蔵文化財発見等により発生した事業予定の変更について、大阪市はこれに係る一切の補償は行いません。

・河川区域内での上載荷重の制限はありません。ただし、杭基礎構造の建物は河川構造物に影響があるため、建築できません。

・建物は、河川や公園との一体的な景観を作り出すとともに、周辺の景観との調和にも配慮がなされたものとなるようしてください。

・事業者が設置するトイレは、公園利用者及び舟運利用者の利便性向上に寄与するものとしてください。

・事業者が事業対象区域を適切に管理するために、防犯カメラを設置してください。なお、設置には別紙７を遵守する必要があります。

・提案する施設においては、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法)」や大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱をはじめとする関係法令等に基づき、施設等の利用者の移動等の円滑化に十分配慮する必要があります。

・提案する施設が一定規模の施設となる場合、「大阪市自転車駐車場附置等に関する条例」及び「中規模小売店舗の自転車駐車場の設置等に関する要項」に基づき、自転車駐車場の設置を義務付けており、事前協議が必要です。詳細は大阪市ホームページ「建築物における自転車駐車場の附置について」を確認願います。

URL：https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000074392.html

（２）施設に付随する設備の条件

・施設等の運営に必要な供給設備（上下水道・電気などのインフラ）の整備及び道路の掘削及び復旧について、事業者が各供給事業者や大阪市（道路管理者）と協議を行ってください。

・建築物の基礎、水道・下水道・電気工事等のインフラ工事以外の目的による土地の掘削は認められません。

・施設等設置可能範囲と道路との間には高低差があるため、公園復旧工事にて土留めを設置（別紙２－３）しますが、土留め前後の供給設備は露出配管を前提とし、土留め本体への削孔はできません。

１）給水管

現況では、施設等設置可能範囲に至る給水管はありません。給水管の敷設については、事前に大阪市水道局と協議のうえ申請が必要です。

給水管について、やむを得ず大阪市（公園管理者）の施設から分岐する場合は、施設等に必要となる使用量から供給能力を検討したうえで、事前に大阪市（公園管理者）の承諾を得るものとし、大阪市（公園管理者）の関連施設の給水機能に支障をきたすことがないよう配置計画及び整備を行ってください。

２）排水設備

現況では､施設等設置可能範囲に至る排水設備はありません｡排水設備の整備については、事前に大阪市（下水道管理者）と排水協議のうえ申請が必要です。

なお、施設等設置可能範囲の直近に位置する集水桝（大阪市公共下水道台帳を参考）が大

阪市建設局による公園復旧工事に合わせて復元される予定です。協議によりこの集水桝への接続が可能な場合は車道掘削が不要となります。ただし、既存の取付管（集水桝～マンホールまでの管）の状態により使用の可否が左右されるため、その対応も含め排水協議による指示に従ってください。

道路と公園の地盤の高低差により、施設等設置可能範囲から公共下水道施設へ排水するためにはポンプによる圧送が必要となります。排水量や圧送距離などを考慮したポンプ槽及びポンプ設備を計画してください。

３）ガス設備

現況では、施設等設置可能範囲に至るガス設備はありません。都市ガス設備の整備については、大阪ガス株式会社と協議を行う必要があります。

４）電気設備

現況では、施設等設置可能範囲周辺には、電柱や送電線などの電気供給設備（以下「電柱等」という。）がありません。電気供給設備の整備については、事前に関西電力と協議のうえ申請が必要です。

５）通信設備

上記４）と同様に通信線を添架する電柱等がないため、通信線等の設備が必要となる場合は、通信事業者と協議してください。

（３）その他の条件

・施設等設置可能範囲の土地高さは、概ね OP(大阪湾最低潮位)＋3.40ｍです。接面する道路等は概ね OP＋6.00ｍです。東横堀川水門内の水位は概ね OP＋1.70ｍ～＋2.10ｍに保たれています（別紙１－２参照)。

・借地借家法の適用はないものとします。

３．　水上利用（係留等）について

・事業対象区域の護岸への係留等により、水上を活用する事業について提案をしてください。ただし、提案事業の実施は大阪府・大阪市等により構成する河川水上交通の安全と振興に関する協議会で定める「一級河川淀川水系の指定水域における船舶等の通航に関する指導指針」（以下、「航行ルール」という。）に従うことを前提とし、治水上支障なく、かつ、舟運の運航に支障のない範囲とします。

また、係留の方法や設置が必要な施設等について、大阪市（河川管理者）や近接する阪神高速道路株式会社などの関係機関と事前協議が必要となります。

事業の実施に伴い、船舶の事故防止等のため、航行状況確認カメラの設置など安全対策についても提案してください。その他係留にかかる必要な留意事項は別紙８－１～２を参照してください。

＊大阪市内河川における「河川水上航行ルール」について（大阪府ホームページ）

http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/sonota/koukou_rule.html

※「航行ルール」は今後見直しを行う可能性があります。

・北側公園で係留に利用できる施設は以下の３点です（別紙２－２参照）。
1)川側の転落防止柵に門扉設置
2)係留施設：護岸に緩衝材、係船柱設置
3)護岸沿いの係留施設
・係留後の乗組員の導線についても考慮し、事業者が管理運営上必要な施設を設置する場合はその内容をご提案ください。
なお、係留施設の設置及び船の係留は、河川法に基づく工作物設置許可基準に適合するものに限ります。
・事業者は係留利用者から利用料を徴収し、自らの収入とすることができます。
また、他事業者が実施するクルーズの案内・チケット販売・待合等の役割を担うときは、他事業者からサービス料等を徴収することができます。
なお、利用料・サービス料等の金額設定については、透明性・公平性を確保するとともに著しく高額とならないこととし、事業運営にかかる収支計画を明らかにしたうえで、大阪市への報告・協議を行い決定します。
・台船等を利用したサービス施設等、水上を活用した営業施設を設置する場合は、大阪市（河川管理者）をはじめ、関係機関との事前協議が必要となります。また、船舶安全法に基づく検査について近畿運輸局と協議を行う必要があります。検査の内容は、施設の形状及び利用形態により異なります。また、船を固定し船上に施設を設置する場合は、建築基準を満たす必要がある等、実施内容により必要な基準を満たすものとしてください。
・本町橋公共船着場の利用促進につながる提案をしてください。
・提案事業の実施においては、行政機関・舟運事業者・外部有識者等により構成する「水上交通の安全と振興検討委員会」の会議に参加し、事業計画の説明等を行うとともに、関係者との意見交換を行ってください。
・係留事業の提案にあたっては、不法係留につながらないよう、防止策及び秩序ある利用を徹底するとともに、受付方法等についても公平性・公正性を確保してください。

４．　駐車場について

・事業対象区域の北東部に約 15m×6m（概ね 0P＋6.00m）の駐車場があります。
・にぎわい創出事業の管理ヤードやイベント時の臨時駐車場として使用する場合は、適切な管理に努めてください。
・一般の公園利用者を対象とする場合は、有料の駐車場として運営してください。
・有料の駐車場とする場合、河川占用許可及び公園施設管理許可を得る必要があります。占用料等については、本要項第２－７（２）及び別紙４を参照してください。
・料金設定については、利用状況や周辺駐車場の料金体系等に応じて大阪市（公園管理者）と事前協議のもと価格を決定できるものとします。

５．　事業・施設等の管理運営等に関する条件について

（１）事業者が設置する施設等の管理運営

・事業者が設置する施設等の管理運営にあたっては、関係法令等を遵守のうえ、良好な維持管理を行うとともに、利用者が公平かつ平等に利用できるよう十分に配慮して、創意工夫をも

って実施してください。

・また、効果的・効率的に事業実施及び施設等の管理運営を行うため、設置許可の申請及び更新時に、事業・施設等の運営計画などを記載した「事業計画書」を作成し、事前に大阪市へ提出していただく必要があります（別紙９参照）。社会経済情勢の変化、再投資の有利性又はその他の事由により、「事業計画書」に基づく事業内容を変更する必要がある場合は、事業者は相当の期間を設けて大阪市と協議を行ったうえで、事前に書面により大阪市（河川管理者及び公園管理者）に申請し、承諾を得ることができれば、事業の内容を変更することが出来ます。

・運営等に必要な行政協議等は事業者が自ら行うこととします。

・営業時間及び定休日は事業者の提案事項としますが、実施にあたっては、検討会及び近隣との調整が必要となります。また、施設等営業時やイベント時の音環境については、近隣への配慮を前提に過度なものは認めないこととし、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、必要な措置を講じなければなりません。

（２）事業対象区域の維持管理

・事業対象区域全域（水上を含む）について、良好な環境を確保するための維持管理を行っていただきます。維持管理にかかる詳細は別紙１０を確認してください。

・本市が設置している散水栓及び公園灯の光熱水費については本市が負担します。なお、潅水以外の用途で散水栓を使用する場合は、事業者が散水栓を設置し、光熱水費を負担してください。

・河川施設・公園施設にかかる補修については、大阪市（河川管理者又は公園管理者）の負担とします（協定書の別紙Ⅱ参照）。

・維持管理業務の開始は、開業日（一部開業を含む）からとします。

（３）イベントの実施について

・事業者は、提案したイベント等に積極的に取り組むとともに、大阪市が主催するイベントや地域イベントなどで協力要請があった場合は、その実施について最大限連携してください。

・屋外席など工作物を設置しようとする場合は、設置及び利用に関する事項について大阪市（河川管理者及び公園管理者）等関係先と事前協議を行う必要があります。

・イベント等を実施する際に電気を使用する場合は、大阪市が所有する屋外コンセント柱を使用することができます。

なお、当該電気設備は臨時扱いのため、使用の都度、関西電力株式会社との申込が必要です。ただし、事業者にて恒常的に使用する場合は、関西電力株式会社との協議が必要になるとともに、料金を事業者にて支払うことになります。

・事業対象区域内の河川・公園施設について、大阪市（河川管理者及び公園管理者）が補修工事を行う必要が生じた際は、事業計画書に基づく事業内容が実施できない場合があります。

６．　安全対策について

（１）道路、公園、河川内での工事による事故防止のための措置

・関係する公共団体（機関）及び公益事業者の指示・指導並びに協議による条件等を遵守し、公衆災害防止に万全を期してください。

・工事中の保安対策（保安体制･保安方法・事故防止対策・安全衛生管理対策等）を策定の上、施工してください。

・防火防災対策に配慮し万一、可燃性ガス漏れ、その他の災害が発生した場合は、適正な計画区域を速やかに設定し、付近住民らの避難の実施や関係する公共団体（機関）及び公益事業者への連絡・報告など迅速な処置ができるようにしてください。
・埋設管の施工にあたっては、関係する埋設管管理者と十分協議するとともに、協議内容を遵守し施工してください。

（２）事業実施にあたって

・事業対象区域は河川区域及び公園区域内であることから、災害時に備えて万全の対策と連絡体制等の構築が必要となります。また、災害発生時には、大阪市（河川管理者及び公園管理者）などの関係機関等の指示に従い適切に対応する必要があります。
・事業対象区域におけるイベント開催時など、通常よりも混雑する場合の安全対策及び災害時における避難路の確保や避難誘導、連絡体制等について、開催の都度、事業者の責任において警察署等関係機関との協議が必要となります。

７．　事業者が負担する必要がある経費について

（１） 事業対象区域内の施設整備・運営・維持管理費用、事業運営・管理費用、警備費、プロモーション活動費など、提案した事業にかかる経費

・事業者が事業対象区域内に施設を設置する場合の整備費用、上下水道・電気などのインフラ関連の整備費用（埋設工事による舗装復旧含む)、水上で係留等を実施するための整備費用、警備・維持管理にかかる費用及び事業終了後の原状回復にかかる費用（本要項第２－８参照）は全て事業者の負担となります。
・店舗の営業や事業実施、プロモーション活動にかかる費用は全て事業者の負担となります（店舗の営業や事業実施等による収益は事業者の収入となります)。
・事業対象区域の陸上・水上の維持管理標準仕様書（別紙１０）に定める業務の実施にかかる経費は事業者の負担となります。

（２） 流水占用料及び公園使用料

・事業者は、施設等を設置する土地や水面など、排他独占的に使用する区域については、大阪府流水占用料等条例に基づく流水占用料を大阪府に、大阪市公園条例に基づく公園使用料を大阪市に支払っていただく必要があります。
・流水占用料及び公園使用料（以下「占用料等」という。）は、内容・面積（インフラ設備を含め、排他独占的に使用する土地面積及び水面面積の合計とし、公共空間の面積は除く）に応じ、定められます。基本的な考え方は別紙４、別紙５、６のとおりです。
＊実施内容や、使用方法等により、占用料等の算定が異なります。
・ただし、公園施設を設置する範囲に流水占用料が発生する場合は、公園施設設置許可申請書とともに公園使用料免除申請書を提出し、公園管理者に認められた場合は、公園使用料が免除となります。
・流水占用料については、河川占用許可後に大阪府より金額・納付方法等について通知があります。占用料は年度ごとに請求されます。
・既納の占用料等は原則として還付されません。
・条例等改正により、占用料等が改正された場合は、条例等に定められた取扱いとします。

（３） 保証金

・事業者には、占用料等その他本事業から生じる全ての債務の担保として、事業者が陸上・水上に設置する施設等の撤去費用相当額程度（３社以上の専門業者による見積り金額の平均額）を、大阪市に保証金として預託していただきます。

・保証金は、事業期間中、大阪市が無利息で預かり、事業期間の満了又は協定の解除に際し、事業者により土地の返還が完了した後、未払い等の債務があればその弁済に保証金を充当した残額を返還することとします。

８． 原状回復義務について

・事業者は、事業期間の満了日又は協定の解除日から大阪市が指定する期日までに、事業対象区域で事業者が設置した施設及び事業者の責により汚損若しくは破損した部分を、自らの負担と責任のもと原状に回復のうえ大阪市（河川管理者及び公園管理者）の立会いのもと返還していただく必要があります。

また、建物設置範囲の舗装については、周辺舗装材と同等品にて復旧していただきます。

・ただし、大阪市が協定期間後も引き続き本事業を継続することを決定し、次期事業者との間で施設の譲渡又は売却について合意に達した場合はこの限りではありません。

・正当な理由なく、事業者の責めに帰すべき事由により施設等の撤去がなされない場合には、保証金をもって大阪市が撤去します。その場合、保証金に不足が生じた場合には、事業者に不足額を請求することとします。

９． 公共船着場について

・本町橋船着場は、公共船着場として、大阪市（経済戦略局）が占用し、NPO 法人大阪水上安全協会を包括的使用者（実質的な管理者）とする形態で、窓口を一元化しています。

・窓口一元化の実施にあたっては、施設の維持補修や安全点検など、管理運営に係る協力金を大阪水上安全協会が、使用する事業者から徴収する仕組みとなっています。

・船着場を使用できる時間帯は、午前８時から午後 10 時までとなっており、10 分を超える係留は禁止されています。

・その他、船着場の利用ルールや協力金等の詳細については、ホームページで確認してください。

＊公共船着場の窓口一元化

URL：https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000468583.html

＊公共船着場のしおり

URL：https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/cmsfiles/contents/0000468/468583/d.pdf

１０． 東横堀川水門・道頓堀川水門の航行について

・事業対象区域の河川は、東横堀川水門と道頓堀川水門内にあり、水位が管理されています。

・河川水上交通の安全と進行に関する協議会による「航行ルール」に基づき、東横堀川及び道頓堀川を航行する船舶の船幅の制限は５ｍ以下となっています。（航行ルール 第２－３「指導指針」参照）

・東横堀川水門、道頓堀川水門の航行は、午前９時から午後 10 時までで３日前までに申請が必要です。ただし、年末年始の 12 月 29 日から翌１月３日の間の航行は、11 月 24 日から 12 月

20 日までの間に申請を行う必要があります。

・水門を航行できる船舶の最高限度は、以下のとおりです。

道頓堀川閘門　　長さ　44.0m　幅　8.6m　有効高さ　8.2m　吃水　1.6m

東横堀川閘門　　長さ　44.0m　幅　21.6m　有効高さ　3.9m　吃水　1.3m

・水上バイク等は通航できません。

・高潮・津波の注意報・警報が発令されている時、東横堀川水門及び道頓堀川水門は開閉運転をしません。

・詳細は、次のホームページを参照ください。

＊東横堀川水門及び道頓堀川水門の航行について

URL：https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000002546.html

１１．　水質向上の取組みについて（参考情報）

大阪市建設局では、東横堀川・道頓堀川の魅力向上に向け以下のとおり水質改善に取り組んでおり、生物化学的酸素要求量(BOD)が改善され、水質の良い大川に近づいています。

１）平成の太閤下水の供用開始（平成 26 年度から）

＊東横堀川への下水の放流がほとんどなくなりました

２）水門操作による浄化運転（水質の良い大川の水の流入）

３）川底の土砂の浚渫（平成 26～30 年度）

４）中浜下水処理場から膜分離活性汚泥法（MBR）で処理した超高度処理水を導入予定

第３　応募条件・応募方法

１．　応募者の構成等

（１）応募者は、事業の実施に必要な資力、信用、技術的能力、管理能力、実績を有する法人及びその他の団体（以下「法人等」という。）、又は複数の法人等によって構成される連合体（以下「連合体」という。）とします。

（２）連合体による応募の要件は次のとおりです。

・連合体により応募する場合は、応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人等（以下「代表者」という。）をあらかじめ定めてください。

・連合体の構成員の役割分担を明確にしてください（大阪市と協議等をしていただく窓口については、代表者に一元化していただきます。）。

・代表者の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に大阪市の承諾を得る必要があります。

・構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情で連合体の構成員に変更が生じる場合には、事前に大阪市の承諾を得る必要があります。

・１つの連合体の代表者または構成員は、別の提案を行うグループを構成する法人等や単独の応募者となることはできません。

２．　応募者に必要な資格

応募者は以下の資格を満たすことが必要です。なお、連合体による応募の場合は、全構成員が以下の資格を満たすことが必要です。

（１） 応募資格

１）直近３事業年度分において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税)、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

２）応募時に次に掲げる事項に該当していないこと。

・地方自治法施行令第 167 条の４に規定する欠格事項に該当している

・大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間である

・大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置期間である

（２） 欠格事項

次のいずれかに該当している場合は応募することができません。

１）破産者で復権を得ない者

２）地方自治法第 244 条の２第 11 の規定により、大阪市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から２年を経過しない者

３）応募する法人等の役員に、次のいずれかに該当する者がいる法人等

ア）１）に該当する者

イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ウ）公務員で懲戒免職処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

（３） 選定審査対象除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

１）選定審査に関する照会・要求等を申し入れた場合

２）提出書類に虚偽の記載があった場合

３）本要項に違反又は著しく逸脱した場合

４）提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

５）暴力団の構成員又は暴力団密接関係者であった場合

６）その他、不正行為があった場合

３． 募集等のスケジュール

本要項第１－７（１）及び（２）参照

４．事業に関する説明会の開催

本件募集にかかる説明会を下記のとおり開催します。参加は必須ではありませんが、提案を希望する場合は可能なかぎり参加をお願いいたします。

なお、説明会参加希望者は、参加申込書【様式１】に必要事項を記入し、１１月６日(水)正午までに「第６　照会窓口」まで電子メールで送信してください。送信後は着信の確認を電話で行ってください。また、電子メールの「件名」に【説明会参加希望】「本町橋 BASE にぎわい創出拠点・管理運営事業者募集について」と記載して送信してください。

１）日時：令和元年１１月７日（木）午後２時から

２）場所：大阪市住之江区南港北 2-1-10　ATC ビル ITM 棟５階　大阪市建設局第８共通会議室

３）その他：当日は資料配布を行いませんので、募集要項等をダウンロードのうえ、持参してく

ださい。会場の都合により、出席者は１社につき２名（１連合体につき最大４名）までとします。

５．質問の受付

（１）質問方法

1)質問書【様式2】に必要事項を記載のうえ、「本要項第6　照会窓口」まで電子メールで送信してください。

また、連合体で応募する場合は、代表者がとりまとめて送信してください。

2)質問の送信後は、必ず到着の有無を電話で確認を行ってください。

3)口頭、電話、FAXでの質問は一切受け付けません。

4)電子メールの「件名」に【質問書】「本町橋BASEにぎわい創造拠点・管理運営業者募集について」と記載して送信してください。

5)補足資料等のファイルを添付する場合は、マイクロソフトワード形式、マイクロソフトエクセル形式又はアドビPDF形式としてください。

（２）受付期間

令和元年11月7日(木)説明会終了後から、令和元年11月14日(木)午後5時30分まで

締切以降の質問は一切受け付けません。

（３）回答

受け付けた質問に対する回答は、令和元年11月28日(木)(予定)に大阪市経済戦略局ホームページに掲載します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

６．応募書類の提出方法及び応募上の注意事項

（１）受付期間及び受付時間

期間:令和元年12月20日(金)午前9時から令和2年1月8日(水)午後5時30分まで(必着)

ただし、令和元年12月28日から令和2年1月5日を除きます。

時間:午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分

＊上記以外の日時での応募書類の提出は受付できません。

（２）提出方法

提出期限までに「本要項第6　照会窓口」まで必ず持参してください。郵送・FAX・電子メール等、持参以外の方法による提出は受付できません。

なお、応募書類提出の前に提出日時の予定を「本要項第6　照会窓口」に電話で連絡してください。

（３）必要書類及び提出部数

提出の際は、「１）応募登録書類」と「２）企画提案書類」は別ファイルとしてください。

１）応募登録書類

応募登録書類に必要となる書類は次表のとおりです。

Ａ４縦ファイル（左側２穴）に次の書類を綴り、必要部数を提出してください（ファイルの表紙に書類名を記載し、「正」「副」の区別がわかるようにしてください)。

書類名称	様式	提出部数	備考
［１］応募登録申込書	様式３－１（単　独） 様式３－２（連合体）	３部 （正本１部、 副本２部）	所定様式に必要事項記入
［２］誓約書	様式４		所定様式に必要事項記入
［３］連合体協定書 【標準様式】※1	様式５	副本３部※2	連合体で申込む場合提出
［４］事業者別状況調書※3	様式６－１	３部 （正本１部、 副本２部）	所定様式に必要事項記入
［５］経理状況調書※3	様式６－２		
［６］申込添付書類※3	様式自由	３部 （正本１部、 副本２部） ※4	ⅰ会社定款又は寄附行為
	各種証明書		ⅱ商業登記簿謄本及び代表者の印鑑証明書（直近１ヶ月以内に発行のもの）
	様式自由		ⅲ会社概要書
			ⅳ役員名簿及び履歴書※5
	関係法令に 定める様式		ⅴ直近３事業年度分の次の書類 ・営業報告書 ・会社法に定める計算書類※6（連結含む）及び附属明細書
	各種証明書		ⅵ直近３事業年度分の次の書類 ・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書「その３」または「その３の３」。直近３カ月以内に発行のもの） ・本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）の納税証明書（直近３カ月以内に発行のもの）
［７］選定結果通知用 封筒一式	長形３号	１部	長形３号封筒に送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手（２４４円）を貼りつけしたものを１通。

※１　連合体で申込む場合のみ提出してください。

※２　受付時に原本と副本の照合を行うので、原本を持参してください。

※３　連合体で申込む場合、すべての構成員について上記［４］～［６］を提出してください。

※４　各種証明書は、正本に原本を添付し、副本は複写したものでも構いません。

※５　役員の名簿については、法人にあっては、代表者のほか非常勤を含む役員及びその経営に事実上参加している者、法人格を有しない団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者の名簿を提出してください。また、役員の名簿に記載した者、全員の履歴書も提出してください。

※６　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書。
非営利法人の場合は、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録並びに収支計算書。

２）企画提案書類

企画提案に係る提出書類は次表のとおりです。

Ａ３ファイル（左側２穴）に次の書類を綴り、正本１部、副本 12 部提出してください。様式を特に定めていない提出様式については、Ａ１判までの大きさで作成し、Ａ３横ファイルに折って綴じてください。

また、選定の公正性を高める観点から、副本の提出書類一式は、応募者の商号または名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、資本関係等をマスキングした状態で提出してください（マスキング漏れに注意してください）。

種類	書式	内容
表紙	様式自由	表現自由 ※正本には応募者名を記載し、副本には応募者名を記載しないこと。（マスキング対応可）
目次	様式自由	表現自由
基本コンセプト		
基本的な考え方	様式自由	事業実施及び実施効果、拠点が担う役割等についての基本的な考え方について、文章、図面、イラスト、写真等で説明すること。 ・水都大阪の成長の中で果たす役割 ・めざす河川空間・公園像 ・施設等のデザイン、公共空間のあり方（活用策など含む） ・利用者層の想定 ・周辺地域との連携等、地域コミュニティへの寄与における基本的な考え方　　など
事業コンセプト	様式自由	基本方針（事業コンセプト）にそった事業計画について、文章、図面、イラスト、写真等で説明すること。 １）日常的な水辺のにぎわい創出 ２）水辺のにぎわいと連携した舟運の活性化 ３）地域に根ざした拠点
イメージパース	様式自由	以下の視点について景観イメージを示すこと。 ・川側からの景観（全体像） ・本町橋側（事業対象区域南側）からの景観 ・東側市道側（事業対象区域東側）からの景観 ・その他提案内容を説明するうえで必要と考えるイメージパース ※少なくとも１点は、事業対象区域におけるにぎわいの情景をイメージした表現とすること。
［１］業務計画		
（１）日常的なにぎわい創出 １）ハード整備	様式自由	・事業者において整備しようとする施設等について、その構造、階数、建物面積、延床面積、最高高さ、具体的な用途、席数、その他必要に応じて施設計画を説明する項目について記載すること。

		・立面図及び断面図は、東西面、南北面を含む２面以上作成すること。 ・各図面には、施設等の出入口位置、室名、主要室面積（単位：㎡）、主要な寸法等を記入すること。 ・公園利用者、舟運利用者の利便性向上に寄与するためのトイレの設備の概要と運営方法 ・工作物、植栽、案内板等を設置する場合はその計画内容を説明すること。 ・事業対象区域におけるインフラ施設（上下水道、電気等）の整備内容（容量・配線・配管計画等）を記載すること。 ・施設等の設計（インフラ施設、店舗）、工事、運営準備期間など管理運営開始までの工程がわかるように表現すること。
（1）日常的な水辺のにぎわい創出 2）ソフト事業	様式自由	・ハード事業での設置施設における日常的な事業の概要（事業内容、運営形態、飲食・物販のメニュー構成等） ・ハード事業での設置施設において第三者の使用（運営委託等）がある（想定している）場合には、見込まれる社名などを記載すること。社名などが記載できない場合には、想定する業種などを記載すること。 ・イベント等の企画・実施（又は誘致） ・駐車場を活用する場合はその方法 ・プロモーション活動の計画、並びに、水都大阪のブランディングへの寄与
（2）水辺のにぎわいと連携した舟運の活性化 1）舟運事業	様式自由	・公共船着場である本町橋船着場や事業対象区域の水上を活用し、陸上のにぎわいと連携した舟運事業の実施計画 ・船の係留（範囲、方法、運営、安全対策等） ・係留施設を事業者で設置（任意提案）する場合、構造や面積などの施設計画 ・クルーズや水上アクティビティ（非動力船）の企画・実施方法（又は誘致） ・事業のプロモーション活動 ・舟運利用者に対する便益機能（案内、待合、チケット販売等）の提供方法 ・係留利用者に対する、離岸時の安全対策及び航行ルールの周知・啓発
（3）地域に根ざした拠点 1）地域連携・社会貢献	様式自由	・地域や周辺の活性化に取り組む団体や沿川の店舗等との連携の計画 ・社会貢献の取り組み内容（企画・実施）

	（４）維持管理事業 １）施設等の運営計画 （運営計画、維持管理計画、事業実施上の工夫）	様式自由	ハード事業での設置施設等について、以下の各項目について、具体的に提案内容を示すこと。 ・施設の清掃・警備・施設維持管理に関する実施計画（内容、頻度、長期補修計画等） ・安全対策（事故防止対策、防火防災・防犯計画など）、環境対策（騒音・振動対策など）、違法駐車・違法駐輪対策、衛生対策（ごみ処理）の概要 ・防犯カメラの設置概要 ・運営上のリスクに対する備え
	（４）維持管理事業 ２）事業対象区域（陸上・水上）の維持管理の実施	様式自由	・維持管理標準仕様書（別紙１０）で示す陸上・水上の日常的な維持管理に関する実施計画（頻度・手法等）
［２］管理運営能力			
	事業計画 １）事業実施体制	様式自由	以下の各項目について、提案内容を示すこと。 ・責任者及び人員計画（維持管理含む） ・危機管理体制 ・（連合体の場合）連合体での役割分担 ・その他提案事項
	事業計画 ２）資金及び収支計画	様式自由	以下の項目について、協定期間（予定）中の全ての期間について、年度ごと、事業ごとに内訳がわかるように示すこと。 ・本事業実施にあたっての収支計画 ・事業の損益計算、収支資金計画 ・資金調達計画 ・事業効果（集客数、投資額、経済波及効果などについて、根拠を含めて年度ごとに）　など
	事業計画 ３）本事業の施設・事業関連経費内訳	様式８－１ 様式８－２	以下の項目について、内訳がわかるように示すこと。なお、算定根拠・内訳は、必要に応じて別紙にするなど、詳細に記載すること。 【様式８－１】 ・施設等整備費について（参考見積） ・工事費内訳 【様式８－２】 ・営業収益（２年目） ・営業費用（２年目）
	法人の健全性	関係法令に定める様式	「1)応募提出書類」「[6]申込添付書類」に記載している「営業報告書」「会社法に定める計算書類（連結含む）及び附属明細書」を添付すること。なお、応募法人の商号又は名称はマスキングをすること。

（４） 応募書類の取扱い等、注意事項

1）応募者は、応募登録書類及び企画提案書類(以下「応募書類」という。)の提出をもって、本要項の記載内容を承諾したものとみなします。応募書類に使用する言語は日本語とします。

2）応募にかかる経費は全額応募者の負担とします。

3）著作権

企画提案書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、大阪市が必要と認めるときは、企画提案書類の内容を無償で使用できるものとします。ただし、契約に至らなかった応募者の企画提案書類については、事業者の選定に係る本事業の公表の目的以外に原則使用しません。

4） 応募書類の取扱い

応募書類は、当該募集に関する報告等のため必要と認める場合及び大阪市の関係条例等の規定による情報公開手続きによる場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しません。

5） 提出された応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。

6） 書類の不備があった場合には、審査の対象とならない場合があります。

7） 応募書類提出後に応募を辞退する場合は、参加辞退届【様式7】を提出してください。

（５） 失格事由

次のいずれか一つに該当する場合は、応募者は失格とします。

1）応募者が大阪市関係者及び審査員に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

2）他の応募者と応募提案の内容又はその意思について、相談を行った場合。

3）事業者選定終了までの間に他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。

4）応募書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合。

5）応募者が応募受付日から協定締結日までの間に本要項第３－２の応募資格の条件に該当しなくなった場合

6）プレゼンテーションを欠席した場合

7）2 案以上の企画提案をした場合（連合体として参加する場合を含む）。

8）その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

（６） その他

当該募集の保留、延期又は取り止め若しくはその他募集に関する重要事項等を連絡する場合には、大阪市経済戦略局ホームページに掲載しますので定期的に確認してください。なお、連絡事項の確認を行わなかったことにより、応募者が被った損害については、大阪市は一切の責めを負いません。

第４　審査方法・審査基準等

１．審査方法

審査については、応募書類をもとに、学識経験者等で構成する「本町橋 BASE にぎわい創造拠点創出・管理運営事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、応募者による提案内容についてのプレゼンテーション（非公開）及びヒアリングを行ったうえで、事業予定者を選定します。プレゼンテーションは、令和２年１月２９日に実施する予定です。なお、日程は変更となる場合があります。実施方法、日時、場所等の詳細については、別途応募者に通知します。なお、プレゼンテーションにあたっては、企画提案書類のみを使用してください。

２．審査の項目

提案を審査する際の項目は次のとおりとします。

審査項目	審査の視点	配点
[１]業務計画		７５点
（１） 日常的な水辺のにぎわい創出 １）ハード整備	・施設等について、周辺の景観（河川、公園、橋梁等）との調和に配慮した外観となっているか。 ・人々が水辺で憩い、さまざまな人の交流が生まれる、水辺空間にふさわしい魅力的な空間デザインとなっているか。 ・施設等の動線やレイアウト等について、公園利用者・舟運利用者等を誘引し、利便性を高めるうえでの工夫や配慮がなされているか。 ・バリアフリー対応やインフラ施設（上下水道等）の整備など、構造・規模等が事業条件に合致しているか。 ・具体的かつ実現性の高い提案となっているか。	１５点
（１） 日常的な水辺のにぎわい創出 ２）ソフト事業	・設置施設における日常的な事業の内容は、水辺のにぎわい拠点・公園である本町橋 BASE への集客数など事業効果が期待できるか。 ・イベントの企画内容は本町橋 BASE 全体の魅力向上に資するものか。 ・効果的なプロモーション活動を計画しているか。水都大阪のブランディングにも寄与するものか。 ・具体的かつ実現性の高い提案となっているか。	２０点
（２）水辺のにぎわいと連携した舟運の活性化 １）舟運事業	・係留事業（水面工作物の設置を含む）、クルーズや水上アクティビティ（非動力船）の取り組みは、（１）の提案事業や本町橋船着場と連携し、本町橋 BASE 全体の魅力向上、舟運の活性化に資する提案となっているか。 ・効果的なプロモーション活動を計画しているか。水都大阪のブランディングにも寄与するものか。 ・本町橋 BASE の舟運活性化に寄与する便益機能（案内、待合、チケット販売等）が提案されているか。 ・河川を航行する船舶に支障が及ばないよう、係留船舶の離岸時の十分な安全対策が講じられているか。 ・具体的かつ実現性の高い提案となっているか。	２０点
（３）地域に根ざした拠点 １）地域連携・社会貢献	・地域団体・沿川の店舗等との連携を図る提案となっているか。 ・社会貢献に資する企画が提案されているか。その内容は本町橋 BASE、水都大阪のさらなる魅力向上に貢献するものか。 ・社会貢献に資する企画は、事業実施年数に応じて、徐々に拡充するなどの見通しをもっているか。 ・具体的かつ実現性の高い提案となっているか。	５点

（４）維持管理事業 １）施設等の運営計画 （運営計画、維持管理計画、事業実施上の工夫）	・設置した施設等の維持及びサービス水準の維持・向上（必要な清掃・警備など）に必要な維持管理計画となっているか。 ・夜間も含め、水辺を安全に安心して楽しめる環境づくりへの配慮がなされているか。 ・事業実施にあたり、リスクに対する備えに実効性があるか。 ・防犯カメラの設置については、設置数や位置、撮影範囲、カメラの機能等について、防犯効果を高めるうえでの工夫がされているか。 ・具体的かつ実現性の高い提案となっているか。	５点
（４）維持管理事業 ２）事業対象区域（陸上・水上）の維持管理の実施	・事業対象区域（陸上、水上）の特徴を踏まえ、維持管理標準仕様書(別紙１０）で示す範囲について、適切に維持管理（施設の目視点検や除草、清掃、植栽管理、防犯カメラ等）を実施できる計画となっているか。 ・地域の環境向上に貢献する内容となっているか。 ・具体的かつ実現性の高い提案となっているか。	１０点
[２]管理運営能力		２５点
事業計画 １）事業実施体制	・管理運営事業を安定的に実施できる十分な体制を構築しているか。 ・緊急時に適切な対応が可能となる具体的な業務計画となっているか。	５点
事業計画 ２）資金及び収支計画 ３）本事業の施設関連経費内訳	・管理運営事業の確実な実施が見込まれる具体的で計画的かつ実現性の高い収支計画となっているか。	１０点
法人の健全性	・法人として十分な経理的基礎を有し、安定的かつ堅実な組織運営が行われているか。	１０点

３．事業者の決定

選定委員会による審査の結果、基準点を上回ったもののうち、最も得点が高かった応募者を事業者として選定します。基準点は、60 点とします。

全委員の合計点が最も高い提案者の評価において、一委員でも評価合計点が 60 点未満もしくは１項目でも 0 点がある場合は、事業者として選定しない場合があります。

選定後、事業予定者と協議し、万一、合意に至らなかった場合や事業者が辞退した場合は、基準点を上回ったもののうち、次に高い得点の応募者が事業者に繰り上がるものとします。

なお、提案をしたすべての応募者の得点が基準点に満たなかった場合、選定委員会は最高得点者に対してヒアリングを行い、提案内容について修正が可能か否かを確認し、可能であれば修正していただいたうえで、当該応募者を事業者として選定します。ただし、修正してもなお基準点相当の評価を得られない場合は、事業者はなしとします。

選定委員会の審査結果を踏まえ、大阪市が事業者を決定します。

４．応募者が１者又は無い場合の取扱い

応募者が1者の場合であっても、審査を実施します。応募者がない場合は本件の公募を中止します。

５．審査結果の通知及び公表

結果は、全ての応募者に通知（連合体で応募した場合は、その代表に通知）します。なお、審査内容、結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じません。

結果の公表については、以下の内容について、大阪市経済戦略局ホームページで公表します。

1) 事業者の名称、提案内容、評価点及び選定理由（評価ポイント）
2) 全応募者の名称（申込順）
3) 全応募者の評価点（得点順。応募提案者が２者の場合、次点の者の評価点は公表しません）
4) 選定委員会委員の氏名

なお、事業者の名称については、応募数や当否に関わらず公表します。

第５　契約に関する事項

１．協定の締結

事業者は、大阪市からの審査結果通知後速やかに提案内容について、大阪市（河川管理者、公園管理者等）との協議を行うとともに検討会と合意のうえ、事業内容を確定します。その後、都市・地域再生等利用区域の指定を受け、事業を確実かつ円滑に推進するため必要な事項を定める協定を締結することとします（本要項第１－７参照）。

協定の締結は、都市・地域再生等利用区域の指定後を予定しており、指定が遅れる場合は協定の締結も遅れることとなります。この場合、事業者の損害に対して、大阪市は賠償を行いません。

なお、協定書（案）は、別添書の通りです。

第６　照会窓口

担当：大阪市経済戦略局観光部観光課水辺魅力担当
住所：〒559-8555
大阪市住之江区南港北 1-14-16　大阪府咲洲庁舎 38 階　水都大阪コンソーシアム内
電話：06-6210-9311　　ＦＡＸ：06-6615-6300
E-mail：ga0021@city.osaka.lg.jp
大阪市経済戦略局ホームページ：http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/index.html
＊ＦＡＸやメールの到着の確認等の受付時間は、午前９時から午後５時 30 分までとし、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日から１月３日）及び月曜日から金曜日の午後０時 15 分から午後１時を除きます。